

【柱1】地域コミュニティ活動の支援

【まちづくり協議会】

取組施策	取組状況等
①地域コミュニティ計画に基づき、地域の身近な課題解決に向けた取組に対して財政的・人的に支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 各まちづくり協議会（地域運営組織）が取り組む活動等に対する補助金を交付する。（運営助成：5万円、活動助成：40万円） 公民館職員が事務局として地域のコミュニティ活動を支援する。
②学びの成果を生かした住民主体のまちづくりを推進するため、地域のニーズをふまえつつ一括交付金事業の拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 一括交付金を検討している地区に出向き説明会を実施している。（令和4年度説明会実施：瑞穂） 一括交付金実施地区（令和4年度は11地区が実施）の公民館職員による意見交換を通じて、事業の効果を確認するとともに、現場の声を事業に反映させている。
③取組の活性化や見直し等を目的とした研修会やフォーラムを開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 参画と協働のまちづくり啓発事業の実施に向けて準備を進めている。（令和5年1月、啓発番組の放送に向けて準備中） 地域のあり方検討に関するDVDを貸し出し、地域における学習を支援している。（令和4年度：5地区に貸出）
④地域に合った組織体制やコミュニティ計画の見直しを検討する地区に対して、必要に応じてアドバイザーを派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> 地区からの要請に基づき、アドバイザーや市職員を派遣している。（令和4年度：醇風、瑞穂地区）
⑤地域拠点施設の管理運営を行おうとするまちづくり協議会に対して、必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 佐治地区において、地域拠点施設の管理運営を担うNPO法人に対して指定管理料を支出する。 公民館職員と同様に施設職員のスキルアップを目的とした研修を実施している。
⑥積極的に地域課題の解決へ取り組むまちづくり協議会を後押しするため、新たな支援のあり方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会が柔軟に活動できるように、地域拠点施設を幅広く活用できるよう調整を進めている。
⑦持続可能なまちづくりに向けて、地域共生社会の実現に向けた取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現に向けた啓発として研修を実施した。（市地域福祉課主催） 参画と協働のまちづくり啓発事業（テーマ：地域共生社会）の実施に向けて準備を進めている。《再掲》

【町内会（自治会）】

取組施策	取組状況等
①自治連合会等と連携して町内会の加入率の向上に向けて取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 市内転入者への自治会加入チラシの配布や自治連合会への加入促進の取組を実施している。 公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部、自治連合会、市の三者で「自治会への加入促進に関する協定」を締結し、分譲住宅やアパート建設などの際に開発事業者を通じて自治会加入の働きかけを行っている。

②地域コミュニティの維持や活性化を目的とした活動に対して支援します	・自治会が実施する納涼祭や環境整備などの取組に対して補助金を支出している。（令和3年度実績：165町内会、466万2,000円交付）
③市から町内会への依頼内容及び依頼方法の見直しに取り組み、町内会の負担軽減を図ります。	・全庁で配布物や依頼事項の縮減を検討している。 ・公民館長の人選に公募制を導入し、自治会役員の負担を軽減に努めている。

【柱2】 テーマコミュニティ活動の支援

取組施策	取組状況等
①「アクティブとっとり」において、市民活動に必要な場、情報収集・発信の場の提供を行います。	・市民活動センターが作成するウェブサイトやチラシ等で情報を発信している。 ・登録団体が使用できる活動スペースやロッカー等を確保している。（アクティブとっとり登録団体数：138）
②テーマコミュニティの活動を支援するため相談会を開催するなど補助制度の紹介やアドバイスを行います。	・市民活動センターにおいて、NPO立ち上げや助成金申請などの相談会を開催している。
③地域の課題解決やまちの活性化のため、市民からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」に対して支援を行います。	・市民団体の発案を実現するため、市民まちづくり提案事業（自主事業部門）による補助金を交付している。（令和4年度補助金交付予定：3団体）
④市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層促進するため、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰します。	・鳥取市市民活動表彰要綱に基づき該当者を表彰している。
⑤テーマコミュニティ同士が情報共有できる場を増やし、事業連携や新規活動のきっかけづくりを促進します。	(検討中)
⑥市民活動を支える市ボランティア・市民活動センターや県民活動活性化センターとテーマコミュニティに関する情報を共有し、支援体制を強化します。	(検討中)
⑦市政運営の課題の解決に向けて市と協働で取り組むテーマコミュニティに対する補助制度を充実します。	・市民まちづくり提案事業（協働事業部門）について、市との事前相談を十分に行うとともに、伴走型の支援制度として運用している。

【柱3】 ボランティア活動の支援

取組施策	取組状況等
①市ボランティア・市民活動センターと連携して、ボランティアマッチングの充実を図ります。	・ボランティアへの参加を支援し、活動を広げる機会となるよう、市民活動センターにおいて、ボランティア参加企画や講座・交流会を実施している。
②ICTを活用した情報発信を行うことで、市民が活動に参加できる機会を増やします。	・市民活動センターが作成するウェブサイト・公式LINE等を通じて情報発信を行っている。

③市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層促進するため、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰します。《再掲》	・鳥取市市民活動表彰要綱に基づき該当者を表彰している。
④市民が安心してボランティア活動、市民活動に取り組めるよう、活動中の傷害や損害賠償責任に対する補償制度を設けます。	・補償制度に加入し、安心してボランティアや市民活動を行うことができる環境づくりに取り組んでいる。
⑤鳥取市に災害が発生した際には、市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの円滑な救援活動を支援します。	・災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げるよう、庁内関係課や県・市社協と協議している。
⑥新規にボランティア活動する者を支援するため、市民が活動に挑戦する際に活用できるハンドブックを作成します。	(検討中)
⑦持続可能な地域共生社会の実現に向けた取組を支援します。	・参画と協働のまちづくり啓発事業（地域共生社会をテーマとした啓発番組の放送）の実施に向けて準備を進めている。《再掲》

【柱4】 市政運営の課題解決につながる活動への支援

取組施策	取組状況等
①各担当課において、積極的に市民との協働事業に取り組みます。	・協働事業の必要性や事例について学ぶための職員研修を実施している。（毎年開催）
②市政運営の課題解決に向けて、関係課が連携して取り組みます。	・各課が抱える課題の抽出及び聞き取り調査を行い、関係課の連携を模索している。（例：持続可能な公園の維持管理について）
③協働の必要性や事例について学ぶ職員研修を実施します。	・協働事業の必要性や事例について学ぶための職員研修を実施している。（毎年開催）《再掲》
④自治連合会と協働して地域における課題を地区要望として把握・集約し、市政や各課の業務へ反映させます。	・地区要望を通じて地域の課題を把握し、改善に向けて検討・取組を進めている。
⑤行政が提示する課題の解決に向けて市との協働で取り組む事業に補助金を交付します。	・市民まちづくり提案事業（協働事業部門）について、市との事前相談を十分に行うとともに、伴走型の支援制度として運用している。《再掲》
⑥協働の視点をもった市職員の育成を図るとともに市職員とテーマコミュニティ等が連携できる環境づくりに努めます。	(検討中)
⑦市政運営の課題解決や行政サービスの充実等に向けて自主的に取り組む事業主体（コミュニティをはじめ市内を拠点に活動している事業者や団体）からの提案を受け付ける制度を構築します。	・官民連携提案窓口（仮称）の立ち上げに向けて庁内検討を行っている。
⑧長期的な視点から町内会に過度な負担とならない形での行政サービスのあり方について検討します。	・町内会への過度な負担を軽減するため、依頼事項の見直しについて検討している。 ・町内会に依存しすぎない業務のあり方について検討している。

【柱5】 持続的な協働のまちづくりの促進（基盤整備）

取組施策	取組状況等
①協働のまちづくり推進本部を設置し、「市民と行政による協働のまちづくり」の実現に向けて取組を推進します。	・協働のまちづくり推進本部を設置し、協働のまちづくりに向けた具体的な施策について協議し、全庁的に取組を推進している。
②市長の附属機関として設置する市民自治推進委員会において、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、協働のまちづくりを推進します。	・市民自治推進委員会において、協働のまちづくり推進に向けた取組について協議を行っている。 ・市民自治推進委員会において、4年に一度、自治基本条例が実態に即しているか調査、研究を行っている。
③地域活動の拠点となる施設の管理運営について、地域のニーズや実態、特性に応じた運営手法を選択できるような柔軟な仕組み（制度）をめざします。	・地域からの希望に応じて、地域と市で地域活動拠点の運営方法等について検討する。（現時点では佐治地区のみ）
④市民や社会のニーズに応えるため、地域活動拠点となる地区公民館がより幅広い用途で利用できるよう制度の見直しを図ります。	・各事業主体が柔軟に活動できるように、地域拠点施設を幅広く活用できるよう調整を進めている。《再掲》
⑤「アクティブとっとり」において、市民活動に必要な場、情報収集・発信の場の提供を行います。《再掲》	・市民活動センターが作成するウェブサイトやチラシ等で情報を発信している。 ・登録団体が使用できる活動スペースやロッカー等を確保している。（アクティブとっとり登録団体数：138） 《再掲》
⑥「参画と協働のまちづくり」の重要性を考え、協働意識の向上を図ることを目的とした研修やフォーラムを開催します。	・地域のあり方検討に関するDVDを貸し出し、地域における学習を支援している。（令和4年度：5地区に貸出） ・地域からの要望に応じて職員が出向いた意見交換（研修）を行っている。
⑦各種活動のコーディネーターとなる人材の育成、関係機関とのネットワーク化を推進します。	（検討中）
⑧協働事業におけるDXを推進するため、アフターコロナに対応した環境づくりに取り組みます。	・地区公民館における公衆無線LAN（フリーWi-Fi）環境の整備を行った。（利用範囲の拡充）
⑨市との協働によって市政運営の課題解決や行政サービスの充実等に自主的に取り組む事業主体（コミュニティをはじめ市内を拠点に活動している事業者や団体）を対象とする相談窓口を設けます。	・官民連携提案窓口（仮称）の立ち上げに向けて庁内検討を行っている。《再掲》